

令和6年度第1回 情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(全体会) 議事録

- 1 日 時 令和7年3月26日(水) 午前10時から
- 2 会 場 新潟市役所本館6階 講堂2・3
- 3 出席者
 - ① 委 員 沢田会長、中村(昌)委員、柴澤委員、布委員、高木委員、山本委員、渡辺委員、内山委員、上村委員、中村(元)委員、小田委員
 - ② 事務局 岩淵課長、丹治課長補佐、富樫係長、西主査、小松副主査、工藤室長、長谷川主幹、福井主査、大倉主事
- 4 議 事
 - (1) 報告事項
 - ア 令和5年度情報公開請求の処理状況について
 - イ 令和5年度個人情報開示請求等の処理状況及び令和6年度個人情報保護部会開催状況等について
 - ウ 令和6年度公文書管理部会開催状況等について
 - (2) その他

5 議事概要

事務局 ただいまから、令和6年度第1回新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(全体会)を開催する。

はじめに、本日の会議だが、委員定数12名の内、本日出席の委員は11名で、審議会規則第5条第2項の規定により、定数の半数以上の委員に出席いただいているので、本審議会が成立していることを報告申し上げます。

なお、本日は、加賀谷委員から欠席という連絡をいただいている。中村昌子委員が遅れているところである。

続いて、お手元に配付の資料について確認させていただく。

<資料確認>

それでは、総務課長の岩淵からあいさつ申し上げます。

総務課長 (あいさつ)

事務局 続いて、次第の3に入る。本日の会議であるが、令和5年度から6年度までの2年間の委員の任期において初めての対面での開催である。そこで、委員の皆様から自己紹介をいただきたい。はじめに会長から自己紹介をいただいた後に、名簿順に、上村委員から順に一言ずつ自己紹介をお願いします。

沢田会長 (あいさつ)

上村委員 (あいさつ)

内山委員 (あいさつ)

小田委員 (あいさつ)

柴澤委員 (あいさつ)

高木委員 (あいさつ)

中村(昌)委員 (あいさつ)

中村(元)委員 (あいさつ)

布委員 (あいさつ)

山本委員 (あいさつ)

渡辺委員 (あいさつ)

事務局 続いて、次第の4である。事務局の職員を紹介する。はじめに、総務課長の岩渕である。

総務課長 (あいさつ)

事務局 (あいさつ)

以上、よろしく願います。

それでは、次第の5、議事に入らせていただく。これより先は沢田会長に議事の進行をよろしく願います。

沢田会長 それでは、これより議事に入る。はじめに、(1) 報告事項である。まず、アの令和5年度情報公開請求の処理状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 大倉から説明させていただく。よろしく願います。

まず、資料1の処理状況の報告の前に、情報公開部会の開催状況について報告させていただく。今年度は条例の改正等はなかったので、情報公開部会の開催はない。

では、資料1、令和5年度の情報公開請求の処理状況についてご報告する。まず、1、決定件数は956件となっている。令和4年度の832件に比べ124件増加している。

次に、2の内訳をご覧いただきたい。実施機関市長部局の件数は、計687件になっており、公開が363件、一部公開が263件、非公開が61件である。教育委員会は、公開が39件、一部公開19件、非公開4件の計62件となっている。選挙管理委員会が、公開1件、一部公開1件、非公開0件、計2件となっている。人事委員会が、公開1件、一部公開0件、非公開0件、計1件となっている。監査委員が、公開が1件、一部公開が0件、非公開0件、計1件となっている。農業委員会が、公開、一部公開ともに0件、非公開が1件、計1件となっている。固定資産評価審査委員会が、公開、一部公開、非公開ともに0件、計0件となっている。水道事業管理者が、公開175件、一部公開8件、非公開0件、計183件となっている。病院事業管理者、公開2件、一部公開1件、非公開0件、計3件となっている。議会が公開13件、一部公開1件、非公開2件の計16件となっている。土地開発公社が、公開、一部公開、非公開ともに0件になっており、計0件である。

公開、一部公開、非公開の内訳だが、公開の合計が595件、一部公開が293件、非公開68件、すべて合わせて956件となっている。非公開が全部で68件なのだが、この内65件が不存在の決定となっている。956年の内訳だが、工事設計書というものが191件、環境行動チェックというものが163件、保険証券等の写しが83件、入札関係の実施が25件、病院の新規開設等が21件といった内訳になっている。環境行動チェックが163件となっているが、毎年請求があるものではなく、同一人物から全所属に対して請求があったものになり決定件数がこれによって大幅に増えたため、今回の増加の傾向となっている。

3、存否応答拒否を利用したもののだが、令和5年度は0件である。

4の特例延長規定を適用したものが、令和5年度は1件となっている。この1件の請求内容は、能登半島地震後の家屋調査についてというものになっている。

5、審査請求、諮問答申の状況である。(1) 審査会諮問件数は6件、(2) 審査会答申件数が14件。ここには入っていないが、情報公開としては、全体の未審査が今は13件となっている。

処理状況については以上になる。令和4年度処理状況の報告までは請求一覧というものもお配りしていたが、令和5年度から、個人情報保護条例から個人情報保護法になり、請求内容から特定の個人が推測され漏洩になるおそれがあることから、今回の令和5年度の処理状況の報告からはお配りしていない。ご了承いただきたい。以上である。

沢田会長 ただいまの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見等いただきたいと思う。いかがだろうか。

では、私から。一覧表を拝見すると、公開請求で非常に多いのが市長に対してである。全体で595件中363件ということだから、半分以上である。やはり、非公開もかなり多い。全体から見て多いということである。これは市長の交際費などだろうか。

事務局 市長部局の非公開の内容ということでよろしいか。

沢田会長 請求全体の中に占める割合と非公開の割合である。

事務局 全体としては、先ほどの工事設計書が一番多いが、非公開はいろいろなものに渡ってはいるが、交際費については、特に関係はない。

沢田会長 交際費はないのか。

事務局 そうである。

沢田会長 交際費については、請求もないということか。

事務局 交際費については、ない。

沢田会長 そうなのか。ほかのところの情報公開委員をやっていたときに、市長に対する交際費の内訳の公開請求があったが、それに対して、審査会では公開すべきという結論が出たが、市長が拒否した。現在の市長ではないが、そういう苦い経験があるので、記憶に残っている。

その次に多いのが水道事業管理者ということだが、これはやはり、設計とか入札とか、その辺だろうか。

事務局 そうである。

沢田会長 了解した。

ほかにご質問はいかがだろうか。

ないようであれば、まず、アについての質疑をこれで終了とする。

続いて、イである。令和5年度個人情報開示請求等の処理状況及び令和6年度個人情報保護審査部会開催状況等について、願います。

事務局 長谷川から個人情報部会についてご報告する。資料2-1、2-2、2-3とあるが、はじめに、資料2-1の令和5年度個人情報開示請求の処理状況について報告する。個人情報保護法の改正により、令和5年度より地方公共団体の個人情報保護制度が一元化され、個人情

報の保護に関する法律のもと、共通ルールによる取り扱いとなった。今回の報告は、個人情報の保護に関する法律に基づいて行われた開示請求等の処理状況について、初めて報告するものとなる。

1の個人情報の開示及び訂正請求並びに利用停止請求の処理状況についてである。令和5年度個人情報開示請求は332件、訂正請求が1件であった。参考までに、令和4年度は市の個人情報保護条例に基づいた請求だったが、開示請求は請求書によるものが423件、口頭によるものが133件の計556件、訂正請求が1件であった。令和4年度の条例に基づいた請求では、個人情報の開示請求の一つとして口頭による請求があったが、令和5年度の法に基づく請求では、開示請求は書面によらなければならないとされているため、令和5年度口頭請求はない。

次に、(2)処理件数及び実施機関別内訳についてご説明する。個人情報開示請求についてである。市長に対する請求は242件あった。請求の内、最も多い請求は、介護関連に関する保有個人情報であった。続いて、相談対応履歴に関するもの、住民票、戸籍、証明等の発行履歴に関するものであった。決定の内訳は、開示が166件、一部開示が52件、不開示が24件であった。

次に、市長以外の実施機関についてご説明する。教育委員会に対する開示請求だが、こちらは2件請求があり、1件を開示、1件を一部開示としている。次に、選挙管理委員会、人事委員会だが、開示請求はなかった。監査委員に対する開示請求は4件あり、4件とも開示決定している。続いて、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者に対しては、いずれも開示請求はなかった。最後に、病院事業管理者は市民病院になるが、84件の開示請求があった。主な内容は、診療や検査の記録などに関するものである。開示が69件、一部開示が12件、不開示が3件であった。

以上、開示請求を合計すると332件となり、決定の内訳としては、全部開示決定が240件、一部開示決定が65件、不開示決定が27件となる。なお、却下と請求取り下げについてはなかった。

次に、個人情報と訂正請求及び利用停止請求についてである。訂正請求とは、個人情報開示請求の開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報について、内容が事実でないと思慮するときは訂正請求を行うことができるとされるものである。令和5年度は、監査委員に対し、個人情報訂正請求が1件あった。利用停止請求は、開示状況と保有個人情報について、個人情報保護法の規定に反している場合には、当該保有個人情報の利用または提供の停止を請求することができる。この利用停止請求はなかった。

続いて、2の存否応答拒否を適用したものについてご説明する。令和5年度に存否応答拒否を適用したものは1件であった。この請求については、該当する文書があるかないかを回答するだけで請求者の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報のため、存否応答拒否としたものである。

続いて、3の特例延長規定を適用したものであるが、令和5年度についてはなかった。

次に、4の不服申立の状況についてご説明する。令和5年度は、個人情報開示請求に対する

審査会の諮問件数は2件、答申件数は30件であった。ちなみに、今、個人情報関係で未審査の案件は2件ある。

続いて、個人情報訂正、利用停止請求に対する審査会の諮問件数は、訂正請求が1件あった。答申件数は0件となっている。

令和5年度の個人情報開示請求等の処理状況についての報告は以上となる。

沢田会長 ただいまのご報告について、皆様のご質問、ご意見を承りたいと思う。いかがだろうか。

内山委員 ご質問をお願いします。内山である。

昔、市の職員の採用試験の結果を人事委員会で個人情報開示請求をしていたと思うのだが、あれは今、そういう手続きを踏まなくても開示されるようになったのか。

事務局 口頭による請求が今の法律ではできなくなったが、法では、例外的に利用目的以外の目的のために提供が認められるものとして、本人の同意があるときまたは本人に提供するときがあり、請求ではなく提供という形で対応していると思われる。

内山委員 ありがとうございます。

沢田会長 ほかにいかがか。

事務局 続いて、資料2-2、令和6年度個人情報部会の開催状況についてご報告する。開催の内容だが、保険年金課の後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について依頼があったもので、本年度は令和7年2月3日に開催した。特定個人情報は、いわゆるマイナンバーのことだが、番号法によって定められている。点検に係る特定個人情報保護評価の所管はデジタル行政推進課だが、個人情報保護部会は評価書の点検の役割を担っている。特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとするまたは地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益を与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることが宣言するものである。なお、その評価の実施においては、事務の内容、特定個人情報ファイルの名称、使用目的、委託先などを記載した特定個人情報保護評価書を作成することとなっている。今回、保険年金課はその事務における特定個人情報を扱う対象者数等によって実施すべき評価の種類を検討する閾値判断を行った結果、対象人数が30万人以上になると判断したことから、評価書の点検を依頼したものになる。

閾値判断については、2枚目の閾値判断フロー図をご覧いただきたい。対象人数によって保護評価の種類が異なるが、今回、保険年金課は30万人を超えるため、全項目評価書について点検が必要となったものである。全項目評価書の記載事項については、裏面をご覧いただきたいのだが、これらの事項について記載がある。個人情報保護部会で評価書の点検をした結果については、評価書の修正意見は特になく、引き続き、評価書に基づいた適正な取り扱いを望んだものとなっている。

部会の開催状況については、以上になる。

続いて、資料2-3、行政機関等匿名加工情報に関する提案募集についてご説明する。はじめに、行政機関等匿名加工情報制度について説明する。行政機関等匿名加工情報とは、行政機

関等が保有する個人情報、特定の個人を識別することがないように加工し、かつ、当該個人情報、個人情報を復元できないようにした情報をいう。この行政機関等匿名加工情報の利活用について、事業者等から提案があった場合には、審査のうえ、事業者等に行政機関等匿名加工情報を提供することになっている。この制度は、個人情報保護法の改正により、令和5年度から新たに導入された。

続いて、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集についてである。行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律第111条の規定に基づいて、本市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をそのように供して行う事業に関する提案の募集をするものとなっており、毎年度1回以上、行うことになった。今年度の実施状況としては、令和7年1月8日から2月6日までの間で募集をかけた。応募があった業者は2社であった。提案対象となった個人情報ファイルだが、ご覧のとおりとなっている。関係課としては保険年金課、介護保険課の2課になる。匿名加工情報に関する提案募集については、以上になる。

沢田会長 委員の皆様からご意見、ご質問等を承りたいと思う。いかがだろうか。

匿名加工情報だが、これは匿名加工にしてもらって、それを使えるわけである。提案者2社あったが、その提案に基づいて匿名加工された情報をほかの会社が使うということもできるのか。

事務局 そうである。

沢田会長 そのときに、手数料か何かはかかるのか。

事務局 そうである。今は、書類を受理して保険年金課、介護保険課に引き渡し、審査をしている段階だが、その提案が認められて、加工する場合には、契約を結んで手数料を支払っていただいているという流れになっている。

沢田会長 それで、第3の事業者がその情報を見せてくれと言われたときも、手数料を取るのか。

事務局 そうである。

沢田会長 匿名加工の際には、けっこう気を使わないと、うっかりすると全部ばれてしまうということもありそうなので、信頼しているが。

ほかにご質問等はいかがか。

ほかにならなければ、これでイを終了させていただく。続いて、ウ、令和6年度公文書管理部会開催状況等について、事務局から報告いただく。

事務局 公文書管理部会について、西から説明させていただく。

資料が全部で3-1から3-9までである。順に説明させていただく。資料3-1、公文書管理部会報告をご覧いただきたい。その内、1、本審議会公文書管理部会への行政文書の廃棄に関する意見聴取をご覧いただきたい。毎年度実施している行政文書の廃棄に関して、新潟市公文書管理条例第8条第3項及び第7項で、行政文書を廃棄しようとするときは、文書館の長が指定した文書について、審議会の意見を聞くものと規定されている。なお、今年度、廃棄対象となった行政文書については、すべて新潟市公文書条例及び新潟市行政文書管理規則施行前に

作成された文書ではあるが、適切な取り扱いをするため、条例に準拠する形で進めてきた。

次に、資料3-2、行政文書の廃棄に関する意見聴取について（依頼）をご覧ください。今回の部会では、こちらを議題に、昨年12月11日に公文書管理部会を開催し、委員の皆様から廃棄に係る意見を伺った。資料3-3から3-7までは、公文書管理部会での配付資料となっている。

戻って資料3-1、公文書管理部会報告をご覧ください。この内、2、公文書管理部会への意見聴取の実施、(3)概要をご覧ください。公文書管理部会では、資料3-5、新潟市行政文書管理規則別表での保存期間満了時の措置では廃棄となるが、新潟市文書館の選別では、市政検証性を見いだせるとして移管としたファイルについての意見聴取を実施した。また、公文書管理部会として確認が必要と判断した対象ファイルについても、同じく審議を行った。意見聴取及び審議対象となったファイルについては、資料3-7、令和6年度文書館歴史的な文書選別結果リスト（廃棄から移管）に記載している。意見聴取及び審議の結果については、資料3-8、行政文書の廃棄について（回答）をご覧ください。今回の意見聴取の結果、新潟市文書館の選別では、市政検証性を見いだせるとして移管としたファイルについては、移管すべきであるとの意見で部会ではまとまった。また、審議対象となったファイルについては、市政検証性があると考えられるため、新潟市行政文書管理規則別表に沿った措置がされることが望まれるという意見が出された。今回の本審議会の意見を受け、対象のファイルはすべて新潟市文書館へ移管した。なお、移管先の新潟市文書館については、追って説明させていただく。今回の対象のファイルを含め、今年度へ新潟市文書館へ移管したファイル数については、資料3-1、公文書管理部会報告の3、令和6年度に文書館へ移管したファイル件数をご確認いただきたい。

公文書管理部会での議題は以上だが、そのほかの意見として、資料3-5、新潟市行政文書管理規則別表の見直しについての意見が出された。現在のこちらの別表は、判断基準が重要や特に重要などと記載されており、文書を取り扱う職員によって判断に齟齬が生じる可能性がある表現となっている。今後、職員を問わず正しい選定ができるよう、来年度以降、他自治体の事例も参考にしつつ、公文書管理部会で議論を進め、別表に細目を設けるなど、規則の改正を検討してまいりたいと思っている。公文書管理部会の報告は以上となる。

続いて、新潟市文書館について、歴史文化課文書館の小松より説明させていただく。

事務局 文書館の小松である。

資料3-9をご覧ください。新潟市文書館について、ご説明する。まず、1の施設概要になる。新潟市文書館は、令和4年1月に開館し、今年1月で開館から3周年を迎えたところである。場所は北区太田というところにあり、平成30年3月に閉校した太田小学校の校舎を活用した施設となっている。以下、構造や主な機能、来館者数の記載がある。

来館者数については831人と記載のとおりになっており、内、閲覧室の利用については256人となっている。昨年が942人のご来館をいただいているので、昨年より少し少ない数となっている。

二つ目、文書館の事業についてである。実績については令和7年1月末現在の数字となって

いる。一つ目に、特定歴史公文書の保存と利用提供についてご説明する。所蔵資料の利用状況として、公文書管理条例に基づいた特定歴史公文書やその他の資料の閲覧や複写による資料の利用状況について記載している。特定歴史公文書の閲覧については270件のご利用があり、その他資料というのは特定歴史公文書以外の一般的な書籍で40件閲覧の申請があった。右側に利用申請者と申請方法について、それぞれ記載されている。来館は148件、郵送7件、メール63件、ファックス4件で合計222件となっている。

続いて、保存年限満了後の行政文書の選別、引き継ぎの件数としては、先ほどのとおり、保存年限が令和5年度に満了した公文書の選別、引き継ぎ予定の件数が306件となっている。

続いて、新潟市の歴史に関する資料の収集、調査、研究についてである。資料の調査受入については、主に寄贈の申し出によって資料の調査や、受入として申し入れがあった方のお宅に訪問調査を行っている。市民の方などが家の整理や代替わり、引っ越し等で保管されていた古い資料などを、必要があれば寄贈していただけるという申し出を受けることがあるので、その際に資料調査にお伺いしているところである。件数としては12件あり、内、手続きが終わったものについては4件、資料件数は153点となっている。

続いて、職員の調査研究、能力向上への各種研修への参加ということで、主に国立公文書館主催のアーカイブズ研修などに職員が参加しているところである。

三つ目に、新潟市の歴史編纂、歴史に関する情報発信についてである。一つ目の歴史講座の開催についてであるが、今年度は、万代市民会館で講師の先生をお招きして歴史講座を実施したほか、当館の講座室で職員による講座も含めて5回実施した。職員による講座の中身については、企画展の解説講座や小中学生向けの講座、あとは古文書講座となっている。

続いて、各種広報についてである。こちらについては、年1回文書館だよりの発行、年報のホームページ掲載をしているところである。また、昨年、インスタグラムの開設であったり、イオンモール亀田店へのパネル展示等、積極的にPRしているところである。

最後に、四つ目の所蔵資料の公開活用の促進、市民等の調査研究への支援である。当館では、常設展示のほか、企画展の実施をやっている。令和6年度の企画展示については、公文書に記された新潟地震というようなテーマとなっている。その他、文書館の所蔵検索システムの管理や、市民の方々から新潟市の歴史に関するお問い合わせをいただいているので、その資料の有無などの相談について、電話やメールなどで対応をしている。以上で文書館についてのご報告を終えさせていただきます。

沢田会長 ただいまのご説明について、委員の皆様からご質問、ご意見を承る。いかがだろうか。

では、私から。例えば、資料3-5を拝見すると、保存期間を30年に設定すると長くなると思うのだが、1から14までは重要な文書となるわけだが、15が、1から14に係る文書に準ずる文書というものがどの程度のものを指しているのか。15でも山ほど入ってしまう感じがするのだが。

事務局 その辺の表現については、先ほどもあったように、特に重要とかそういった表現が今もあるのだが、準ずるについても、恐らく、かなりぼやっとしたような表現になっているのが今の状況で、これについて、今後、細目なり整理することで、より分類を確かなものにするとい

う方向で、現在のところは考えている。

沢田会長 了解した。これからということだ。どうもありがとうございます。

ほかにいかがだろうか。

情報公開委員会について、少し携わったが、そこでかなり多いのが、やはり、文書不存在という回答がけっこう多いのである。それで、これはもう廃棄したのではないという回答になる。公文書管理条例ができて、現在、その辺はどうだろうか。私が委員をしたころはそうだったのだが。

事務局 それについては、恐らく、何を開示するかによって、結果的にそれがあるかどうかということになるので、状況としては、恐らく変わっていないのではないかと思う。何年保存の文書ということのをそれぞれ決めて保存されているわけで、それが開示対象になったときに、保存されているものであれば開示できることになるし、そこまで重要な文書でないものとなると、ないことが多いという傾向は出ると思うが、何を請求したかによって変わってくるものか~~な~~と思う。

沢田会長 文書館ができてから、5年たったからみんな捨ててしまうというようなことがなくなったのかなと思ったのだが、そうとも一概に言えないということか。

事務局 そうである。文書館ができたことで、市政検証性があるような文書を後世に残していくということとなった。行政文書の中から選別が行われて文書館に送られ、そういった観点がないような文書となると、通常、廃棄という方向になる。重要なもので市政検証に資するような資料については漏らさないような体制ができたというのが今の状況になっている。

沢田会長 文書館だが、大きさはどのくらいなのだろうか。私は見たことがないので分からないのだが、かなり大きいのか。元小学校ということだが。

事務局 旧太田小学校を改装してできた施設になっており、建物としては3階建て、いわゆる普通の小学校のような建物になっている。1階に資料の閲覧スペースがあり、2階に企画展等の展示室がある。そのほかは主に収蔵庫として利用しているので、一般の方々がご来館されると、1階の閲覧室か2階に上がっての企画展示室をご覧いただく。展示室の広さは、教室一つとか二つ分くらいである。そのほか、1階には講座室も設けているので、何かイベントをやる時にはそちらで実施しているところになる。一般的な小学校の校舎を思い浮かべていただければと思う。

沢田会長 それで、所蔵する部屋は何部屋あるのか。普通の教室で。

事務局 所蔵する部屋については、館内の収蔵庫の中としては10近く、それぞれ区切られたスペースがあるので、それくらいの数になっていると思う。

沢田会長 個人的に、あまり資料を捨てるのは好きではないので、なるべく保存してほしいと思う。入れ物の問題もあるので全部置いておくというわけにもいかないとは思いますが、けっこうな容量があるようなので、とりあえずは安心かなという感じである。

それで、これで移管するという決定がなされたときに、それこそ何年も何十年も何百年もたった後には、やはり、いっぱいになるわけである。そのときのことは考えられているのか。

事務局 文書館である。特歴になった公文書については永久に残されるということになるので、

それ以降、廃棄にはならず永久に残される。

沢田会長 了解した。いっぱいになったらまた、どんどん小学校もなくなりそうだから、ほかの小学校で保存するということもあるかもしれない。

ほかにご質問等はいかがか。

ほかはないようなので、これで終了とする。

次に、(1)報告事項の全体を通して、何かご質問やご意見などがあればここでお受けするが、いかがだろうか。

よろしいか。ほかはないようであれば、(1)報告事項を終了する。

続いて、議事(2)のその他についてである。委員の皆様から何かあればお願いします。

よろしいか。ないようであれば、事務局から何かあるか。

事務局 事務局も、特段ない。

沢田会長 了解した。それでは、(2)その他を終了する。

それでは、以上で議事は終了となる。

それでは、進行を事務局にお返しする。

事務局 沢田会長、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、審議会全体会を終了させていただく。本日はお忙しい中、ありがとうございました。